



令和6年度の補助金について

長岡京市自治・共助振興室

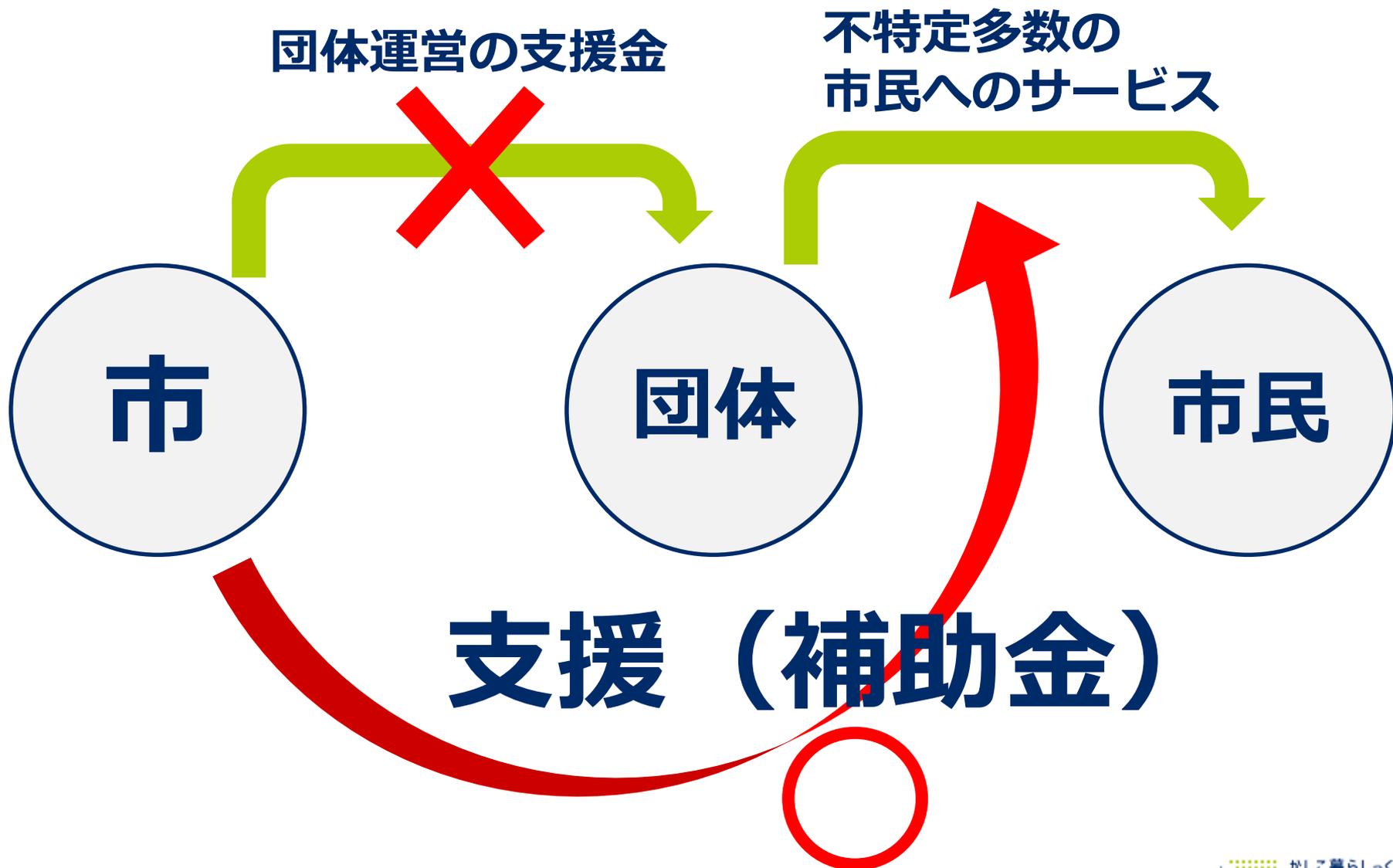
- **みんなの未来をつくる
まち活補助金**

- **令和6年4月1日～令和7年3月31日**
- **ただし、交付決定日（7月予定）以前の費用等を対象とするには「事前着手届欄」の記入が必要**

この補助金で応援する活動

1. 身の回りの気になること（課題やよくしたいこと）を見つけて
2. 自分たちができることを整理して
3. いろいろな人が参加できる形で、気になることの解決や良くしたいことを実行する

まち活補助金の考え方



● たねまくコース

- **立ち上げ3年以内の事業**
- **最大10万円、3/4補助**
- **書面審査のみ**

● はなさくコース

- 同一事業で3回まで
- 最大30万円、2/3補助
- 公開プレゼン審査あり
(6/22(土))

- 市内で活動している
- 構成員が2人以上
- 半数以上が市内在住、在勤又は在学
- 非営利で市民公益活動
- 交付後も継続して活動する

- 会則（例） ＊別添様式集 1 1 ページ
- 第9条3 解散時の残存財産の扱いについて（財産を配分しない）

- **公益 = みんなのためになること**
- **共益 = 団体のメンバーのためになること。
自分たちの恩恵のためなこと**
- **私益 = 一個人の利益**

- 市民が自主的かつ自立的に市内で行う
- 営利を目的としない
- 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する公益的なもの
- 事業効果に持続性及び発展性があるもの

- 単なるサークル活動、会員のみが参加する
教室・発表会・親睦会 **共益**
- 構成員や地域住民の親睦または趣味的な活動を
主たる目的とするもの（例：毎年行っている夏
祭りなど） **共益**
- 政治、宗教、思想等に関連するもの **布教活動**
- 調査・研究のみを目的とするもの

- 市民活動サポートセンターまたは市自治・共助振興室に必ず申請前の事前相談を
- 注意：アドバイス等を行いますが、審査は外部の評価委員が行うため、事前審査を行うわけではありません。

- 講師・出演者など 専門家への謝金
- 会場や機器などの借上料
- デザインなど専門知識や技術を要する業務
についての委託費
- 消耗品費、印刷製本費、保険料、備品購入
費 など

- 委託費と備品購入費は、「対象経費総額」の2分の1まで
- 市立施設の使用料について、令和6年度中に使用するものであれば、令和6年4月1日以前支払い分も対象に（要相談）

対象“外”経費

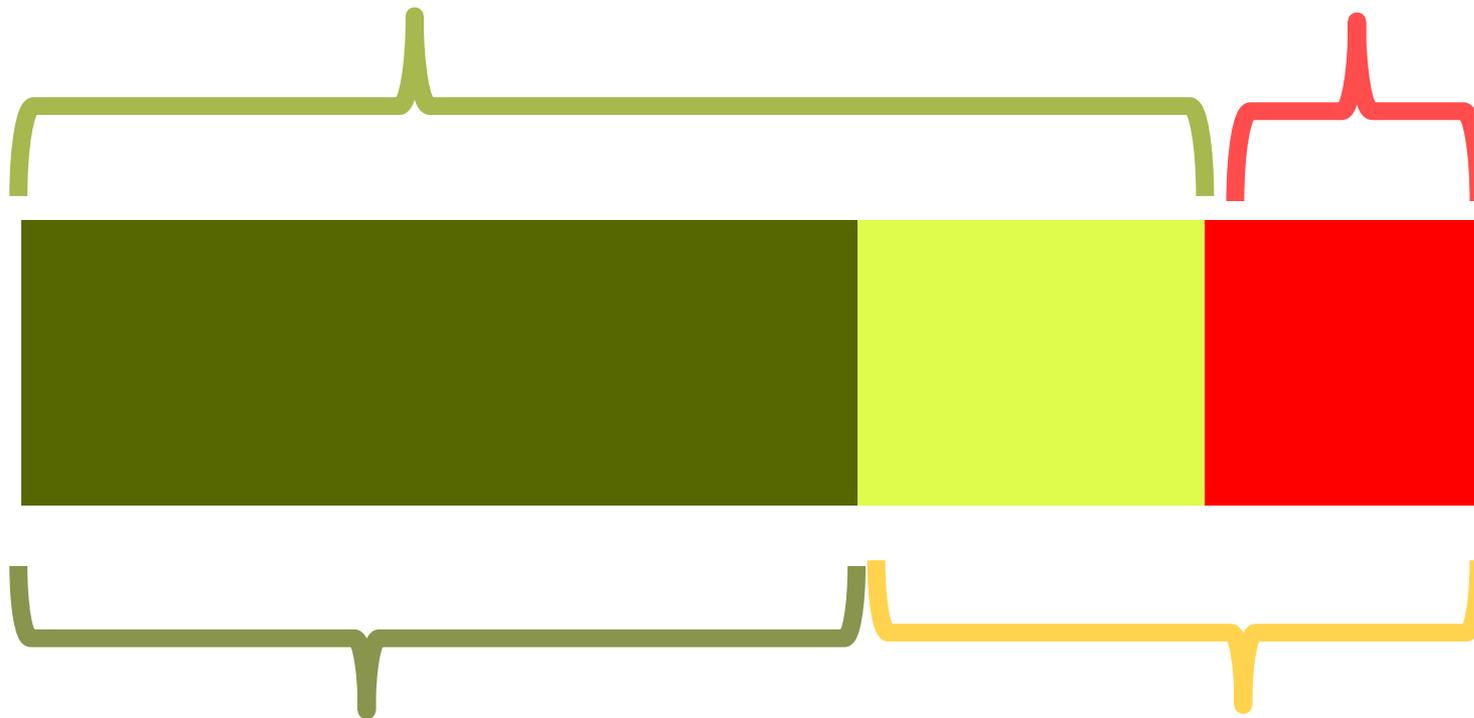
- スタッフ代（人件費）、食糧費（飲料代、お茶菓子代）
- 団体の運営に関する事務費など
- 協会などへの負担金
- 個人給付的な経費（参加賞や抽選会の景品） など

- 「事業」以外の団体経費
 - 「共益・私益」のための費用
- ⇒対象外

2/3補助とは？ 例：総額18万円

補助金対象経費 **15万円**

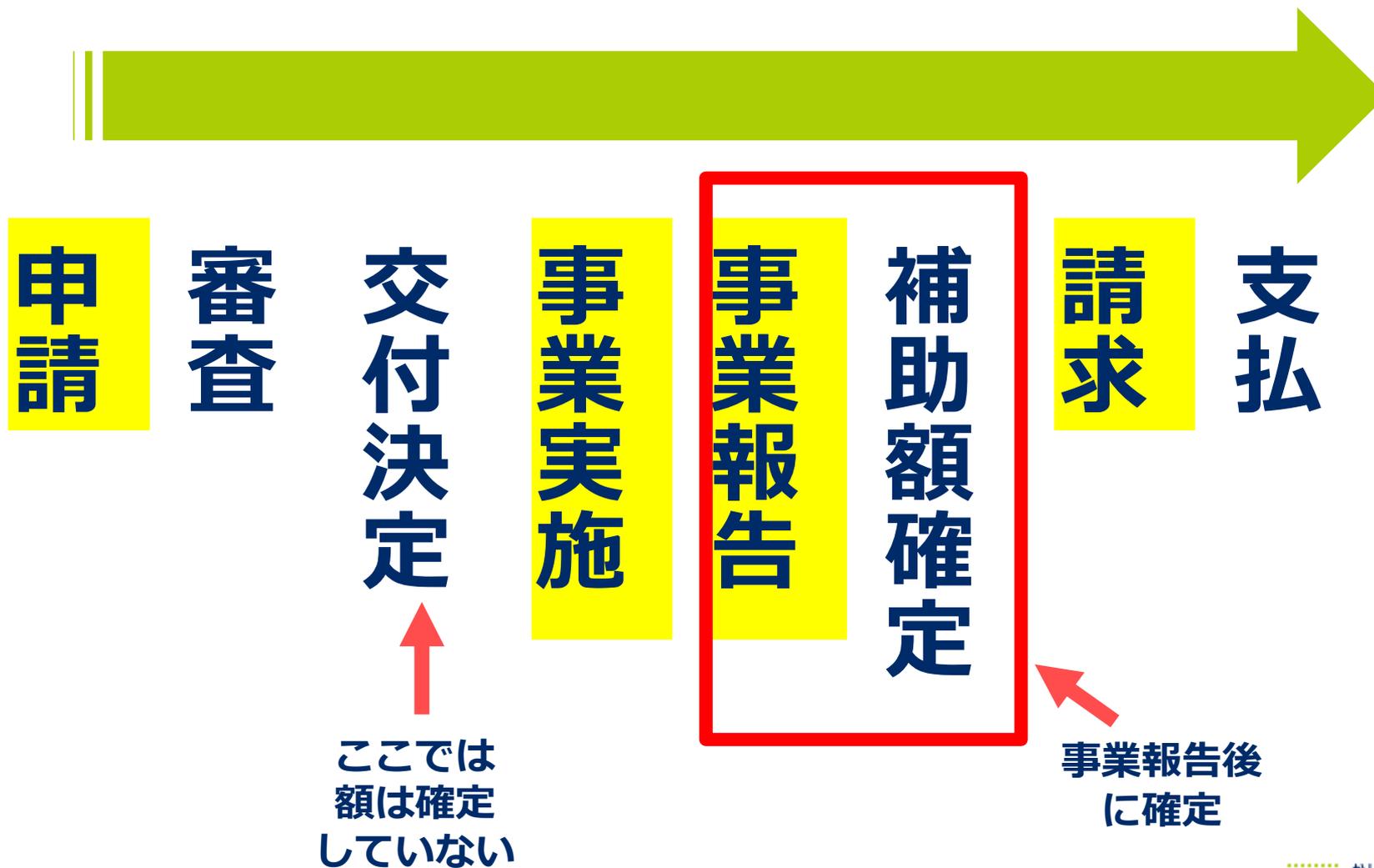
対象外経費 **3万円**



補助金 **10万円**

自己負担or収入
8万円

補助金の額の決定



- 令和6年4月21日（日）
- 午後1時30分～
- 市役所で
- 要申込 ＊保育ルーム応相談

ちなみに...領収書について

- レシートは宛名がなくても可

領 収 書

令和〇年〇月〇日

〇〇団体 様

金 5,000円

但し、〇〇代として
上記金額を領収いたしました。

〇〇株式会社 印

